

平成 28 年度島根大学研究サポーター配置希望者募集要項

男女共同参画推進室

1. 目的

育児・介護等により研究時間の確保が困難な研究者を対象に、研究支援を行う者（以下、研究サポーターという）を配置し、研究活動を維持・促進させることで研究者のキャリア形成を支援することを目的とする。

2. 応募資格

- (1) 本学の研究者であって、以下の理由により研究時間の確保が困難な方
 - ① 出産・育児(小学生以下)
 - ② 家族の介護・看病
 - ③ 上記以外に、研究時間の確保が困難な事情があると、男女共同参画推進室長が認める場合
- (2) この要項における研究者とは以下の者をいう。
 - ① 教育職員（教授，准教授，講師及び助教）
 - ② 契約職員（研究員，特任教授，特任准教授，特任講師及び特任助教）
 - ③ 病院診療職員（研修医を除く）

3. 配置期間及び時間数

- (1) 期 間：研究サポーターとの雇用契約の日以降平成 29 年 3 月 31 日までの間
- (2) 時間数：研究者一人あたり月 24 時間を上限とし、男女共同参画推進室において決定する。

4. 研究サポーターについて

- (1) 本学在籍中の学部学生及び大学院生の中から、申請者が適切な者を研究サポーターとして推薦するものとする。
- (2) 研究サポーターが行う支援は研究業務に限り、教育等の業務は含まない。
- (3) 研究サポーターは技術補佐員として雇用し、時間給 817 円を支給する。
- (4) その他就業に関し必要な事項は国立大学法人島根大学契約職員就業規則を適用する。
- (5) 雇用期間は雇用契約日から最長で平成 29 年 3 月 31 日までとし更新はない。
- (6) すでに本学に雇用されている者を継続して研究サポーターとして申請した場合、採用されないことがある。

5. 募集人員 10 名程度

6. 申請書類

- (1) 研究サポーター配置申請書（別紙様式 1）
- (2) 応募資格確認の必要書類
応募資格(1)に応じて以下の書類を提出すること。

- ① 出産：母子手帳の出産予定日がわかるページの写し
育児：子どもの年齢を証明できるもの（住民票や保険証の写しなど）
- ② 介護：市町村による要介護もしくは要支援の認定を証明できるもの（介護保険被保険者証の写しなど）
看病：家族の入院や疾病状況を証明、あるいは説明できるもの（診療費の領収書の写しなど）
- ③ 研究時間の確保が困難：困難な事情を証明できる書類又は事情がわかる申立書

7. 応募締切及び書類提出先

締 切：平成 28 年 8 月 31 日（水）

提出先：総務部人事労務課企画・労務管理グループ（男女共同参画推進室担当）

8. 審査及び結果通知

提出された書類に基づき、男女共同参画推進室運営委員会において、研究サポーター配置の可否及び時間数について審査する。審査結果については申請者に個別に通知する。

9. 配置承認後の手続きについて

(1) 研究サポーター雇用手続きのため、次の書類を上記 7. 提出先に提出すること。

- ① 研究サポーター推薦書（別紙様式 2）
- ② 本学所定の履歴書（別紙様式 3-1, 3-2）
- ③ 研究サポーター許可書（本学在籍中の学部学生・大学院生のみ）（別紙様式 4）【注】
- ④ 本学所定の給与の口座振込申出書（別紙様式 5）

【注】研究サポーター配置研究者と研究サポーターの指導教員が同じ場合は所属学科長による許可書を、それ以外の場合は指導教員による許可書を提出すること。

(2) 研究サポーターは支援業務開始後、研究サポーター業務日誌（別紙様式 6）及び出勤確認表（別紙様式 7）を毎月末までに上記 7. 提出先に提出すること。

(3) 別紙様式 2～7 については、配置が承認された研究者にメールで送付する。

10. 配置期間終了後の報告について

配置期間終了後、研究サポーター配置制度成果報告書（別紙様式 8）を提出すること。
また、男女共同参画推進室の広報活動への協力を依頼することがある。

11. お問い合わせ先

総務部人事労務課企画・労務管理グループ（男女共同参画推進室担当）

内線：2157・2123 TEL：0852-32-6018 FAX：0852-32-6833

e-mail：kyodo-sankaku@edu.shimane-u.ac.jp

男女共同参画推進室 HP <http://gender.shimane-u.ac.jp/>